



福岡医発第 1190 号 (地)
令和元年 7 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

治療と仕事の両立支援対策の推進に当たって産業医と主治医に対する
周知依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じて周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

今般、厚生労働省では「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月策定・平成31年3月改訂)を策定し、これを受けて平成29年度から「地域両立支援推進チーム」を各都道府県労働局に設置し、社会的なサポート体制の構築を行ってきました。さらに、平成30年度には診療報酬に「療養・就労両立支援指導料」を新設し、第13次労働災害防止計画にも治療と仕事の両立支援を位置づけ、施策の充実・強化を図っております(別添資料参照)。

こうした中、両立支援の実施にあたり、厚生労働省では医療と職域の連携を進めるために「治療と仕事の両立支援ナビ」(<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>)を通じて、改訂版ガイドラインやシンポジウムの開催予定等の最新の情報を提供しているところです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

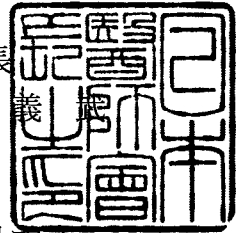
産業保健担当理事 権藤秀之
会長 島田昇二郎

日医発第419号(健I 94)

令和元年7月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 徳



治療と仕事の両立支援対策の推進に当たって産業医と主治医に対する
周知依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職あて別添のとおり周知依頼がありました。

今般、厚生労働省では「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月策定・平成31年3月改訂）を策定し、これを受けて平成29年度から「地域両立支援推進チーム」を各都道府県労働局に設置し、社会的なサポート体制の構築を行ってきました。さらに、平成30年度には診療報酬に「療養・就労両立支援指導料」を新設し、第13次労働災害防止計画にも治療と仕事の両立支援を位置づけ、施策の充実・強化を図っております（別添資料参照）。

こうした中、両立支援の実施にあたり、産業医と主治医の両立支援への関わりなどの課題も浮き彫りになってきており、相互連携の必要性について周知することが急務となっております。

今後の対策として、厚生労働省では医療と職域の連携を進めるために「治療と仕事の両立支援ナビ」（<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>）を通じて、改訂版ガイドラインやシンポジウムの開催予定等の最新の情報を提供しているところです。

貴職におかれましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基安発0704第5号

令和元年7月4日

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生課



治療と仕事の両立支援対策の推進に当たって産業医と主治医に対する周知依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型サポート体制の構築や「両立支援コーディネーター」の養成によって、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指すことが示されました。

厚生労働省では、これまで「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月策定、平成31年3月改訂）を策定し、普及を図ってきましたが、これを受けて平成29年度から「地域両立支援推進チーム」を各都道府県労働局に設置し、社会的なサポート体制の構築を行ってきました。さらに、平成30年度には診療報酬に「療養・就労両立支援指導料」を新設し、第13次労働災害防止計画にも治療と仕事の両立支援を位置づけ、施策の充実・強化を図っています。

こうした中、全国各地の医療機関や企業等の関係各所において、両立支援の実践がなされているものと存じますが、産業医と主治医の両立支援への関わりなどの課題も浮き彫りになってきており、相互連携の必要性について周知することが急務となっています。

今後の対策としては、医療と職域の連携を進めたいと考えているところであり、「治療と仕事の両立支援ナビ」（<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>）を通じて、改訂版ガイドラインや、シンポジウムの開催予定等の最新の情報を提供しているところです。つきましては、本件の趣旨を御理解の上、貴会会員並びに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

治療と仕事の両立支援

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

1

治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「ガイドライン」を作成（平成28年2月公表、平成31年3月改訂）

【参考資料】

- 「疾患別留意事項」を作成（がん、脳卒中、肝疾患、難病 ※平成31年3月時点）
- 「企業・医療機関連携マニュアル」を作成（解説編、事例編：がん・脳卒中・肝疾患 ※平成31年3月時点）



2

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義
2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
3. 賃金引き上げと労働生産性向上
4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備
6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
7. 病気の治療と仕事の両立
8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
11. 高齢者の就業促進
12. 外国人材の受入れ
13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

3

働き方改革実行計画(抄) (平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)

7. 病気の治療と仕事の両立

(1) 会社の意識改革と受入れ体制の整備

病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占める。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い。

この問題の解決のためには、まず、会社の意識改革と受入れ体制の整備が必要である。このため、経営トップ、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、がん・難病・脳血管疾患・肝炎等の疾患別に、治療方法や倦怠感・慢性の痛み・しびれといった症状の特徴など、両立支援にあたっての留意事項などを示した、会社向けの疾患別サポートマニュアルを新たに作成し、会社の人事労務担当者に対する研修の実施等によりその普及を図る。さらに、治療と仕事の両立等の観点から傷病手当金の支給要件等について検討し、必要な措置を講ずる。

加えて、企業トップ自らがリーダーシップを発揮し、働く人の心身の健康の保持増進を経営課題として明確に位置づけ、病気の治療と仕事の両立支援を含め積極的に取り組むことを強力に推進する。

(2) トライアングル型支援などの推進

自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、職場に自分の存在意義を確認できる、いわば居場所があると感じさせ、病と闘う励みにもなる。他方、自分のキャリアを失うことを恐れて周囲に言えない方もおり、誰にも伝えていない中で治療は肉体的にも精神的にも厳しいものがある。また、倦怠感やうつ症状など本人以外には理解しにくい副作用もあり、やる気がないと思われがちで、そう思われたくないために必要以上に頑張り、体を壊してその職場を離れるという悲しい選択をする方もいる。このため、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す。

具体的には、治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築する。(図2)

4

「両立支援コーディネーター」について

両立支援コーディネーター

担い手：企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能：支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割：それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

実績人数：2,316名（平成31年2月時点）

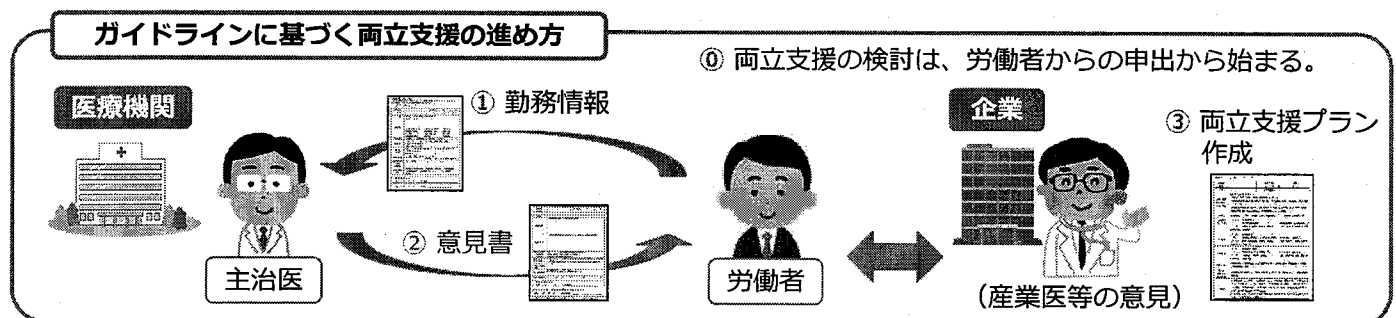
働き方改革実行計画（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）抜粋

- 治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築する。
- 両立支援コーディネーターは、主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援などを担う。
- 両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識を身に付け、患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成・配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指す。

7

企業と医療機関の連携による治療と仕事の両立支援の推進

- 厚生労働省においては、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成し（平成28年2月23日公表）、企業や医療機関における両立支援の取組について周知啓発を行っている。



- また、このような企業、医療機関の連携した両立支援の取組を推進するため、「企業・医療機関連携マニュアル」の作成や両立支援コーディネーターの養成等を行っている。さらに、平成30年度診療報酬改定においても、がん患者の治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。
- 診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医との連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものである。
- 産業保健総合支援センター(両立支援促進員)は、事業場・産業医において適切に医療機関と連携した対応がなされるよう、周知啓発を行っている。

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設

平成30年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。

<名称>

療養・就労両立支援指導料

<点数>

1000点 (10000円)

(相談支援体制が整備されている保険医療機関の場合、500点(5000円)が上乗せされる。)

<ポイント>

- 対象疾患：がんに限る。
- 対象患者：産業医が選任されている事業場で就労している労働者に限る。
- 算定要件：
 - ・主治医(保険医)が、産業医に対して治療と仕事の両立に関する意見書を作成した場合が対象となる。
 - ・産業医は主治医(保険医)に対して治療と仕事の両立に関して必要な配慮等について文書で助言する。
 - ・主治医(保険医)は、産業医の助言を踏まえ、治療計画の再評価を行う。

※診療報酬が保険医療機関に支払われる条件：

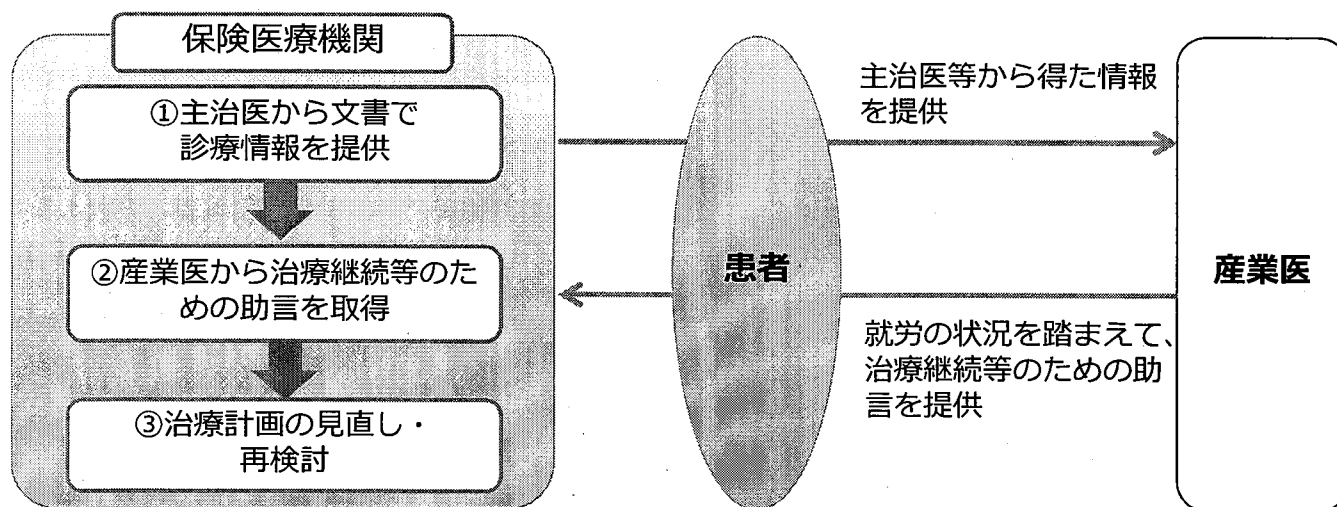
- ・保険医が保険医療機関において健康保険法、医師法、医療法、薬事法等の各種関係法令の規定を遵守していること
- ・「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(療養担当規則)の規定を遵守していること
- ・医学的に妥当適切な診療を行い、診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っていること

※診療報酬が支払われる診療(保険診療)とは、健康保険法等の医療保険各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の公法上の契約である。

9

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬上の取扱い

○療養・就労両立支援指導料



～第379回中央社会保険医療協議会資料（総－4）より引用： <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187694.html>～

～平成30年厚生労働省告示第43号 該当箇所～

がんと診断された患者（産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）が選任されている事業場において就労しているものに限る。）について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文章により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。

10